

○財務省告示第三百九十一号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部の施行に伴い、関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の四第一項の規定に基づき、課稅価格を基準とする特別緊急關稅に係る発動基準價格を定める件（平成七年三月大藏省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣 安住 淳

本則中「及び同法別表第一の七」を削る。

表三五の項中「四七円七〇銭」を「八七円九四銭」に改める。

表三六の項中「八七円九四銭」を「四七円七〇銭」に改める。

表四一の項中「二一円八一銭」を「二四円二銭」に改める。

表四二の項中「二四円二銭」を「二一円八一銭」に改める。

表四三の項中「一六円八九銭」を「一九円一四銭」に改める。

表四四の項中「一九円一四銭」を「一六円八九銭」に改める。